



泰平年表

亨

U 5
5125
2



Faint, illegible text on the left page, possibly bleed-through from the reverse side.



Right page with a light blue grid pattern. A red rectangular stamp is located in the top right corner.

5
5125
2



大猷

茂殿

河世

家少公法事

台渡院

編覽

河世當六世皇孫正長女

六女贈大納言

唐長九年七月

十四日江戸西丸子行進

河世當月酒井河内守忠重行管比刀酒井右近左衛門

升平代君行幸同日八月八日山王河内奉後乃在

河世 右君様と祈す

河世當九年

入和三年

十月廿日西丸正長後之知言斗正月五日於西丸正三位河内

權大納言同日宣旨同日九月七日宣旨進家少公

猷

同前或は九月二日還序於江守城守續みせらる。

十二月より同信房の娘若江入り入專宣永和十二年二月
晦日改元元年

正月廿七日 大治所橋より法隆寺馬場を法隆寺あり信房あり

方は後代大名法隆寺城より信房を遣り同二月十日の元信房

御の形あり 法隆寺あり四月五日薄生下野より信房あり

法隆寺あり同三月十二日法隆寺ありありありありありありあり

ありありありありありありありありありありありありありあり

十一日甲申申納を忠七より駿遠より別入せり五十五万石を賜り同

九月八日より法隆寺の同を日吉よりとらたの世業上役より十月十日

西丸より法隆寺あり廿日 台原十月八日 女侍御子

廿日 台原
西丸より信房

中同より五月より同前十二月十九日信房聘使あり 城守信房同

月より信房不動堂八町地新地より大徳寺建是年法隆寺あり

是年改元寛永二年二月十八日信房より信房あり信房あり

山信房同廿四日還序同廿七日山信房あり十月あり同前

信房法隆寺より猪四町信房あり寛永二年正月初日西丸より

法隆寺あり 法隆寺ありありあり 大治所より信房ありありあり

二月より信房あり 大治所ありありあり 選せり四月日山信房

五月内なる信房あり信房あり池上あり 法隆寺あり同前

ありありありありありありありありありありありありありあり

道善若四居五坪の要領を授けり同前八月

敵

法上洛同月十日 法上内同十八日 法上左后九月六日

主上后院二條城へ行幸七日 法上御幸八日 和歌山行幸廿日

台徳云 大猷云 和歌山行幸廿日 廿日法上御幸 廿日法上御幸

三年の
左番始

十日 還幸同斗十月九日江戸 還幸斗斗斗二條城

始 大猷云 和歌山行幸廿日 廿日法上御幸 廿日法上御幸

宣永四年三月二日 法上御幸 九月廿日 法上御幸

造管成同十七日 正近宮日之 法上御幸 永寺系 頓改下

宣永五年四月日 法上御幸 十月六日 法上御幸 西九法上御幸

番永井 法上御幸 組備村 法上御幸 法上御幸 法上御幸

法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸

法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸

法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸

法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸

法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸

法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸

法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸

法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸

法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸

法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸

法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸 法上御幸

せらるる同年十月朔日 後醍醐天皇御位 其御即位は元弘元年六月六日

始

世斗姫江之曲系をなす少御連番野をすま宣永七年二月廿七日

御別ある任をなすはあまのついで奇あり ある任を村 六月廿七日

正徳酒首を執り六月十日琉球人等 城は終て九月二日

女院崩落中和門院と号す九月廿二日 明正院法皇位 後醍醐

皇子 皇子 開東より酒井忠世土井利勝を法法してはを 皇子

所司代板倉用直もす宗士を指揮して洛中を 皇子

世斗姫を執り信と和宗あり記を造りて執り 皇子

と云ふ船中の言の執の内耶世換教法のちを 皇子

長崎田記 西羅巴人利瑪竇の傳 宣永八年二月十八日

川越は放るる二月三日川越より 宣永九年三月十九日

五月九日屋法殿を形 宣永九年

互花宗茂は六月四日肥後国を加藤征海も忠度進を

依て所領没収古羽庄内へ配流八月十日法月井を 宣永九年

刑部は老中井上主計頭を切殺

右を執りて斗姫を刑部嫡子と島田越を嫡子と婚姻法

の旨を執りて信ふを土法を 宣永九年

切殺し小十人番所の方を 宣永九年

刑部は 宣永九年

除々々々音に組の勢もみまを
今以て通よりけし上り月付を
組に不承子り後々移るる上
組中より出をあるそり存不
下ははは上常と音中より入
言上ははは上常と音中より入
通も組中より通も組中より
知りぬるるるるるるるるる
下ははは上常と音中より入

思召右と通年 作女上も
下ははは上常と音中より入

始

同二月廿二日始

松平伊豆守 阿部公忠
阿部公忠の日記 大月
活用の事 活用の事
二つてある事 活用の事

始

廿年の暮より 駿府

大番あり 大納言
活用の事 活用の事

献

在番始。同十二年秋より後支度番一組り大番より
在番せし如安んぬ二年八月より止られ同年申付番より
迂り位で助番より後支度番に生かすに世あえりなり

大成版
法成始

同七月十七日上野孔子堂へ法成道書をして其典を授せしむ
らるる是 法成の家大成版 法成の始なり 八月三日法成の
法成印法士見の按 上院九月より於 法成の始なり

法成始
法成始

同十二月廿日法成の始なり 同十二月廿日始なり法成の始なり
右に法成の始なり 法成の始なり 法成の始なり
其の法成の始なり 法成の始なり 法成の始なり

八月 法成の上の時法成の始なり 西の法成の始なり
法成の始なり 法成の始なり 法成の始なり
法成の始なり 法成の始なり 法成の始なり

同 月 日 法成の始なり 大娘君法成の始なり
道書編者同法成の始なり 法成の始なり 法成の始なり
法成の始なり 法成の始なり 法成の始なり

法成の始なり 法成の始なり 法成の始なり
法成の始なり 法成の始なり 法成の始なり
法成の始なり 法成の始なり 法成の始なり

西丸
案上

將軍の忠世に於て中を為す七月 江戸洛十八日 江戸有世二日

江戸西丸案上

酒井將也の忠世に於て中を為す七月 江戸洛十八日 江戸有世二日

之に於て西丸の忠世に於て中を為す七月 江戸洛十八日 江戸有世二日

山子將也の忠世に於て中を為す七月 江戸洛十八日 江戸有世二日

同 左の如し 江戸有世二日

閏七月十日 同十月十日 江戸有世二日

同月十日 江戸有世二日

大坂將也の忠世に於て中を為す七月 江戸洛十八日 江戸有世二日

九月日 江戸有世二日

三まを撰せし 同二月九日 江戸有世二日

江戸有世二日

三月十二日 江戸有世二日

江戸有世二日

江戸有世二日

江戸有世二日

領布せし 江戸有世二日

十一月十五日 江戸有世二日

土井大炊頭 江戸有世二日

五人 江戸有世二日

老中
月雷

四月文
代始

献

六十八

と奉向

日之元法親王御止天海画之法眼揮函を奉已敷行

後の尾形市之辰翁あるは法親王の末なる家光のよま

神に宿りまはるて威を憚り人の信を以て法をもたぬま

東照大権現御位の法を縁起より末代につとむる信を

聞てその名の思ひをよむせも其殊信掲をいふこと

廿年相ま下迄も忠明は播磨姫御世をぬる一西国権現職

神せらるる寛永七年二月に布丸新宮成同月 東照神若

二十五回法を法心山の通春に奉じては神を祀りしむ

同月五日に布丸に停後法廿月日文山 法社を五月十四日伊

為高く 法法精進寺は後六月日定国より是の船を造り

法を修め耶之候に西門の法七千人の内五十人法せし十三人

法を修め九月十六日入り 法を修め 法を修め 法を修め

七那子法を修め十八年正月廿八日法を修め所より法を修め

傳法二月七日法を修め法を修め 法を修め 法を修め

御家

法日証云二月七日法を修め法を修め 法を修め 法を修め

傳中より法を修め通法元年は 上より法を修め 法を修め

法を修め法を修め法を修め法を修め 法を修め 法を修め

代大郎の法を修め法を修め法を修め 法を修め 法を修め

大社に治世を修め法を修め法を修め 法を修め 法を修め

社

一 始法近所番と唱番組及法番二十五人法正格段のる
 二 廿五年六月十二日親親二組とま日とより六組とより正格
 三 廿五年七月九日法所桐のる法正保九年十月廿五日親内
 四 三組 一は右法所法正保九年十月廿五日親内
 五 日とより元文三年十月廿五日組初同国十月廿二日ある親内
 六 一番組番段と法組中法二母の 一は中丸初也 一は白きより
 七 天狗廿九年九月廿六日組初同国十月廿二日西丸初也二組
 八 法中丸初也 一は白きより定数廿二年八月廿八日組初とより
 九 同月廿九日番段松田お授也一番組組初組初法正保九年
 一〇 一番組組初人法正保九年組初入日とより一官と保九年四月廿二

十一 廿七組初同月七日七番組番段法正保九年一番組組初組初
 十二 廿八組初同月廿二日七番組番段法正保九年一番組組初組初
 十三 同八月天海僧正の病 將軍家東叡山より 法正保九年
 十四 法正保九年廿二日
 十五 天海公 東照公の法正保九年廿二日 將軍家東叡山より
 十六 廿五年六月十二日親親二組とま日とより六組とより正格
 十七 廿五年七月九日法所桐のる法正保九年十月廿五日親内
 十八 三組 一は右法所法正保九年十月廿五日親内
 十九 日とより元文三年十月廿五日組初同国十月廿二日ある親内
 二十 一番組番段と法組中法二母の 一は中丸初也 一は白きより
 二十一 天狗廿九年九月廿六日組初同国十月廿二日西丸初也二組
 二十二 法中丸初也 一は白きより定数廿二年八月廿八日組初とより
 二十三 同月廿九日番段松田お授也一番組組初組初法正保九年
 二十四 一番組組初人法正保九年組初入日とより一官と保九年四月廿二

封江渡後信甲上之内永意二年八月十一日後之位控中
 明曆二年七月廿日指梅田に居る文元年八月九日
 賜甲府城十二月廿八日参り海邊室元年九月十四日遊海清揚
 院居并は通院實永二年十月五日改并は別中通院
 贈中納言言年八月廿日贈征夷大將軍正二位大政大臣

同七月十九日梅田正盛の浅子の下をなす 流汗牛給事の
 江邊あり 同八月十日ふりもあはせり 江邊に自ら書き其判
 大老老中より同十月五日毛利宗元西丸に参り 城山里
 江邊ありあはせり江邊を被り同十月五日給梅田并は母車給
 三竹系大綱なるを年をよむ被上同十二月廿日日本国都の

是向後梅田を被せりゆりゆりも正保古国海邊と云ふ今
 江文序に存せり

大月付丹上江邊の子梅田あり被載り 世書一

大筋に治世要任に載り世時の奈其寺の序編に 江邊の家

一人の條あり

正保二年二月廿六日永川に居り 流汗公事に其載りあり

二月廿九日と梅田右生

江邊堂に梅田のちち田氏女益定と云院居四年八月二日遊

海月院院居并は通院

同二月廿五日海月の赤き事丹の如く云ふ同月老彦院

道春を以て撰せしめし四月廿二日 右君所へ服使を以てし
年して右君所へ服使を以てし

道春二年傳子四月二日 幼君着袴之服使を以てし
傳事記

同五月十日地田正盛と沙室の屋敷へ 酒清世月法寺
巡見使を以て同五月日光山御座所へ移す 東照宮
法友位之文書を以てし

通事二年傳子二年有旨考 東照大神宮位法寺法
寺並に勅勤文道春に其事使春之由馳報致之能山
其居之而之旧事と云云御所勅傳板之首尾全傳既

考 台遺履履位記 宣旨は凡そありしは五月朔

無怒日光達毘沙門堂公海宮神庫取飛大政方位宣旨
同九月廿二日能山宮行官位宣旨八通而歸到大磯寺

勅使是爾其大納言証云云 卷八神石宮而 東照
神君所官位宣旨云云 今云松平伊豆守殊受之旨

未問官と社之差別道春勅勤文其後兩并傳傳
依年未詢平再密使道春靈疾云云 城於使殿

直被問之云云 及之証云云 勅使云云 日光山
有改 東照社賜官號之宣旨云云

同八月廿日地田 法成同十日地田正盛と沙室の屋敷へ

渡部 是より渡部 同海日に山を志す

渡部 此の由を 上後 此の由を 廿斗

よつて 此の由を 同海日

見入守
常使始

白石 伸尺 日之常使

九月十日日入

四月七日 推知

四月七日 推知

四月七日 推知

四月七日 推知

四月七日 推知

四月七日 推知

四月七日 推知

四月七日 推知

四月七日 推知

四月七日 推知

四月七日 推知

四月七日 推知

四月七日 推知

上之也乃乎彼無相替之能也 世皇位傳もろろ馬まはしてたが
波をさす馬元はる上之

同十月廿日明國平乱平戸一之援兵をもよほしてはたちをく
ははさむと申井上外記止宿る者とせし防地の中曲後集
玄中大成集遠近智極集二部を 台原はゆふ少條新飛
正之房序まゝて城制等の志を執す是年林及まをて日本
大唐往來を接せしあり

道子海后月詔正保年中大明福列鄭其龜と難虜
而戰勲局請援兵於本朝時應教獻之とあり有春
之由傳伊右子四年の命有を援兵之支后簡辱至或説

進馬可或日二席岡老席世更執政甚秘故全之亦不
能寫之其書託祖存於家とあり

正保四年四月十五日は月より日軍あり其日軍の東西用は月の経の
如くして腕月には本月の流しては月経の雲てはあり月をひらにし

同廿五日小笠原の空を降 同廿九日 同廿九日麻布辺は流るるは内
西赤坂境内井伊並孝ら下るあり 酒居同文月をさしはるち地

壬辰 法城并大なるを石橋同二月十二日 將軍をいはずは経伊取
あそむる同解を隅田川をこり流るるあり 阿部史村は信長を

はをこむ同七月十一日堀田正盛は本丸をこり流るるを執すは廿二日
小降 大廿梅の 同十一月十三日王子村をこり流るるは上後共あり 正保
五年

三月廿五日正月十日終松君牛
改元

伊母本庄氏七月四日遊益齡真陰殿其年天運

閏正月十七日松平越中も本々内化をり加方樹もはまはま 廿四年

二月廿日増方御言をたて 四月日え山 伊社系 本照三三十一
百回序をよゆうてなり

三回 伊をほれ山をたてて是をゆりて

道春年傳をたて流之魚教作記とるも本々内化をり加方樹もはまはま 廿四年

叙始未憑覆牧献之又圖其大母毎段作其辭とるも

同時日え 伊をほれ山をたてて是をゆりて

海増正く本せらるるなり

林春也も三十三回序をたて其の四年に月七日のふち

将軍はなむせあふ時を独少前進とる新刊の方を物行成

成物とるも三十三回序をたて其の四年に月七日のふち

東嶽山も新刊の序をたて其の四年に月七日のふち

今も序の中にもたて其の四年に月七日のふち

三回序の中にもたて其の四年に月七日のふち

三回序の中にもたて其の四年に月七日のふち

三月廿七日始刊行之到其年戊子三月廿七日終歴十二年而終

其功焉とあり

同十二月十日武永上総國信長 伊母本庄氏二年二月廿日終刊

勅使宣年傳下向勅諭 大猷院殿贈正二位大相國

△法皇御孫の司政信成公息女はる侍は孝子中の延富二年

六月八日薨三十七本理院殿と稱する小石川は通稱は延富

以て小はるのふえ和のまゆ平江のちりせあふふ守る水のちりあ

は婚後あつるやゆらまて御用のしる女はよせぬひし始ちるは事

は年二十のまゆあひしとて右のまゆとてひそあをりる琴瑟

のあひやいらせ給ふあまもはりしやほしあまもあたまさし

其しとてあまのひしとてけぬるこまゆは延富は 是其室許と

延せしとてあま中の丸は方とて延又は延の肉ははせぬひし

は唐々とてあまは延せぬひし

宝曆十三年四月十日贈正二位 大猷院殿

延富

延富

延富

延富

延富

延富

延富

延富

延富

法皇在月酒井のゆかりの法皇乃て天田左門

法御名 外子代君同九月二日初に法皇より法皇同世旨 法皇初

同日法色を重直永十九年二月九日紅葉山法皇友山王

法皇の宮 還法に節井伊掃部頭 法皇の實永十九年正月

十日法皇在皇同七月廿七日二丸の法皇後

或は二丸三丸と云記別日記を抄す 右右様法皇の丸の中

中丸は二丸の右丸は今日二丸は法皇後法皇の丸の中

正保元年十一月十七日 法名は進 家綱公正保二年正月三日

法皇服

法皇加冠井伊掃部頭並孝理等保科服は正之

後三位權大納言同日正三位 或は後二位正三位也 其のあえ年

二月五日法皇神法皇同九月大老酒井法皇の忠勝の年込

下巻の丸 一法皇 忠勝法皇乃法皇黄金等を賜す 其のあえ年四月

五日酒井丸清の年 一法皇同十日 法皇を日丸山法皇を

同廿三日江戸法皇御母其のあえ年二月廿六日永田所松平を法皇

法皇法皇角所丸同所丸所山王法皇の法皇を法皇

法皇の事いそ法皇二年太田道灌江戸城を築年 却か仙波村

星野山の山王法皇を江戸城の事法皇法皇の法皇の地子

の丸 法皇の法皇入国法皇天正十九年十月 法皇法皇を法皇

法皇の丸の丸五百年を法皇の法皇の丸の丸の丸の丸の丸

初て山王へは... 二年十二月十三日武州浅生郡
の内にて山王の百石は多附ありて右に右なり 州は浅生郡
西貝塚の地に移りたる今も山王と云ふ實に永江の傍にあり
伊井掃部は... 勘所一丁目入口の中央より浅生郡の押寄て
るものなり

同九月廿日二十九日西の丸は浅生郡... 四年正月朔日

將軍家... 依て浅生郡... 浅生郡列侯法士は浅生郡

同十月廿三日浅生郡... 浅生郡... 同廿七日同廿七日

浅生郡... 同七月十二日由比丸橋... 浅生郡

正室... 浅生郡... 浅生郡... 浅生郡

非尾信... 入勝石石左衛門... 浅生郡

不... 浅生郡... 浅生郡

浅生郡... 浅生郡... 浅生郡

浅生郡... 浅生郡... 浅生郡

浅生郡... 浅生郡... 浅生郡

浅生郡... 浅生郡... 浅生郡

浅生郡... 浅生郡... 浅生郡

浅生郡... 浅生郡... 浅生郡

浅生郡... 浅生郡... 浅生郡

同八月十八日將軍... 宣下征夷大將軍... 浅生郡

西元
始

活監淳和特字兩院別少由淳氏長者内左大将如え牛車隨
身兵杖をぬる廿月阿部をばりた秋林をもちて大守亦守松
貞觀政要を改解をいりて幼君を執りて 道長二十九年 政要改解跋
同十月始て 西丸に重臣の白を置く 明曆三十七月より
二十九年を是と西丸
元年と阿蘭陀より法古高古新の用法を考案し古籍或
本をばりて 改元 九月廿日 正月廿日は月日序後
用のは現式あり

梅より今年より始りて是より正月廿日なりしより廿
十日と改りてより正月廿日は現用なり同日連言序後始

正史よりある如くは廿五年以後連言す 或曰 本史より

借らるる 堅物より未りし 廿 法代より又ハ 台座 秋座の

同 法代より未考は連言の年よりより十日より是日始りて
延宝二年始りて毎年よりハ 寔廟の天和元年より也

同年八月廿八日夜江戸大目兩同十二月二日將軍家法海堂逝去溢
宝樹院名葬す本叡山日之廿年序は肥後守也之浦官編一冊を編
集す本より

今は世福林堂主見林山原記を嘗て本浦巻編以て彭翼成洞落

五之志

玉川
上あり

正月十六日玉川上ありを都下より引同二月十六日あをく般三國を海
全を執せらる同六月廿三日 林の裡を上 北の山 後光明院仙洞を
飯の皇布 同二年二月
九月十日 法皇 十月十日中少思ありて取らるる 法皇 同六月十七日
法本外を秘めを記伊敷医師の本と校合するを法本外
をよりの金せらるる 法皇

視聴日録

今法本外を全法本外を秘めを土冊ありと云

法例
之始

同八月十二日法本外を秘めを土冊ありと云
廿時法本外を秘めを土冊ありと云
但し 法本外を秘めを土冊ありと云
上 法本外を秘めを土冊ありと云

相記始末を全法本外を秘めを土冊ありと云

本 法本外を秘めを土冊ありと云

同廿八日法本外を秘めを土冊ありと云

同九月廿日 後光明院崩落 二十同十月

十四日二九法本外を秘めを土冊ありと云

梅 法本外を秘めを土冊ありと云

法本外を秘めを土冊ありと云

法本外を秘めを土冊ありと云

法本外を秘めを土冊ありと云

之ゆゑふ見之去り年乃々より書府出立を以てす世世なを子万

求眉の科とらふありし事たきをわけて 同年九月明国永明王の軍師鄭成功使を来りし

援兵をもつ 鄭成功の國 同年十月晦日伊勢内を去り上市社

同年十一月を御よ年しる海傍十有七而志干字の一音字を

同九年

探函り画けり取ま係の少し眉ありし萬治二年正月十日は前

執せし 同年二月十日は本丸往還ありし右方橋梁龜園を
九二は丸作事の下梅本より少少物けし旧記云 同年四月
不獲出るる事西丸より同年四月は捕鯨船は船をぬき世屋より天も
はははら丸たるの時節すぬをすしりしはまはるもいりしものふゆはま
りりたるお止るも 同年七月二日江戸大雨洪の同月を座の

市本大七部も去り医坊宗悦のゆゑ 同年九月廿日正返還あり

同九年は徳同年始に兩國橋を掛り水代橋 同年二月

同十年十一月廿日伊勢内を去り正返還あり 一月は三十七日

連日大雨は法国洪の同年五月十八日大雨方橋城より 雷大槍槍

依て遍塞し 同年十月晦日日光山法堂より賊徒入り

小判子尾百々廿枚は同年十一月二日徳列佐倉城を堀

上野村正信 台倉を去り右城より流石に設収嫡子より親

一万余をぬき萬治三年中本所深川路砲刃等々の地を新あきり

路を開けりし由り 堀も穿けりし事法家の屋敷を以て定

徳山が元子七兵衛と云ふ方治二年二月廿七日在平河川に於て
屋敷のりをもとむ寛文七年十二月廿七日成時胎せらるる
あつては法炮洲の事ハ白石の神居云々と洲あり 胎廟を
まは法炮洲をせしめし如くは法炮洲と云ふ日又七兵衛は赤山
伊兵衛と云ふことと云ふ事なきことと云ふ事山と云ふ事
伊兵衛自身明暦二年十二月三日をたれを助め万治二年
閏十二月廿一日又世をもとめし時服せらるるあつては時
ころなるゆゑ

寛文二年 四月廿七日 正月廿五日 禁裡の上
カカシハ白河照
仙洞の修学寺より幸ひかゝるを百十九日 寺十六日 同廿七日 寺通所より
ヶ寺町家五百六十八日 懐妊

乙火 出なるを五十五日 所教日子一所教七百
八十七日 懐妊ケキを懐妊と云ふ事 寛文二年二月

松平徳政は頼重井伊掃部左衛門向後、大申同列して
法政事を法法用ゝるは法法のみあはれと云ふ事 法政
年 同六月廿七日近朝日、土着事 血の如一月七又一月
同廿七日切人法付女一色内代助 源は法法定まは伊丹掃部
を仕辭人 法法定まは岡田豊之助

右も能治法法内伊丹掃部左衛門近朝日、土着事 血の如一月七又一月
同廿七日切人法付女一色内代助 源は法法定まは伊丹掃部
を仕辭人 法法定まは岡田豊之助
こゝろは病あまの言はれ今日こそ過しておれと 兩人中法法と云
ふ事をおしはるふ内、法法あつて右も懐妊と云ふ事と云ふ事

同廿四日江戸 江戸傳同廿五日十二日信人の楽 上説

梅子 融厚十三面信日山子抄 勅令万部の信法

ありて各門跡地下の名人集人未日下下向信法事海て

と事向信法事海ての名人集人未日下下向信法事海て

此は信法事海ての名人集人未日下下向信法事海て

同月廿三日武家信法事海ての名人集人未日下下向信法事海て

七月信法事海ての名人集人未日下下向信法事海て

八月信法事海ての名人集人未日下下向信法事海て

川海あり除破損同七月廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿

信法事海ての名人集人未日下下向信法事海て

同十月朔日二瓶を井の鑑籙を 上説同十二月廿六日

成利より丑刻まゝ二條井 同廿六日林を井の鑑籙を

及信法事海ての名人集人未日下下向信法事海て

信法事海ての名人集人未日下下向信法事海て

信法事海ての名人集人未日下下向信法事海て

信法事海ての名人集人未日下下向信法事海て

信法事海ての名人集人未日下下向信法事海て

同七月廿八日十八年信法事海ての名人集人未日下下向信法事海て

伊賀守尚庸をのりて 老中は同十月朔日編を集法海

小は編集正則寺法事海 井上信法事海

母之居る中流之別内迄は舟中、こもろなる、波をこえとあり
又土津長井言行録に三日を造る、山鹿をたると於播磨
土津長井是長井謂老中曰、世有造る者日之、世証民の
賊也、必禁之、老中領之とあり

同十月廿八日武家法家の系図、保付らる、子依ては言おき
古細をまゝに賞賜あり

同日正月十一日廿八日武家法家の系図、保付らる、子依ては言おき
古細をまゝに賞賜あり
同日正月十一日廿八日武家法家の系図、保付らる、子依ては言おき
古細をまゝに賞賜あり

系図、保付らる、子依ては言おき
古細をまゝに賞賜あり
同日正月十一日廿八日武家法家の系図、保付らる、子依ては言おき
古細をまゝに賞賜あり
同日正月十一日廿八日武家法家の系図、保付らる、子依ては言おき
古細をまゝに賞賜あり

同十二月廿二日弘文院を召て、其を召る、時辰をまゝに召る

新編傳記のふは是を本館通船編集辛酉年せしむるのよしをよみて
のなかり甚盛修史を提挙せしむるあり

活日正十二月廿二日午刻活字を院 出活字勝りあり

弘文院右に在る之活字見且之活字物は 仁丹お佃之令

辛酉年中より也仍其令時後出字之負郵差あり

入活以後 一三百法新規弘文院子林本常日之活字不部

尾之活字らるる活字 一人を授少神二弘文院右活字上卦奇

と載り 梅子録活字累廿三日本を賜年傳三百活字

亦初其令る取甚なる令起まらざる不幸とのあり

国史館日録よりいふ 世社ありる本傳は二子も長ひ夏

同 活字を以りし時本傳より其力を能く活字の事をいふ

さらなるもの世社格の優典ありて其事を提挙せしむ

日録云活字列在土但收傳年日賜年傳其本を又召命通

内年日雖居其愛不怠修史之事は 活感賜活衣一襲

及甚金を君子に与ふ 少許子尾居院但收伊收引命活通

有玉音曰活修史之事は皆達 上聴ふ翌日伊收命居曰

自今傳衣を喜可以潤公用て是を始末を考ふべし

寛文七年七月廿八日吉川惟是神道おはせし居て 上吉

活字活字得す 同十二月廿八日通船編集辛酉年弘文院及後子

賞賜あり

林氏カハ信は日修サテを二夜時後ニ羽織迄を夜同ニ振替
ニ羽織本を同以友えサテを二夜時服ニ伯え右を以て振替
作はるははらえらる

世年利ノ学校修造ノ科症を以て實文八年正月白を西
スルニ羽織同二月朔日廿四日廿六日世年位国大早度文九年
正月七日 所前より新典庭屋を以て在御子ニ以て修造
らる同廿日より百日を以て法園の主人を少野七本松及び修造
る亦其あて強を施す同二月三日流口生車あつて修造
如く同七月松前兵庫 世時幼少
後志摩也 少松松前兵庫人等も以て修造
同月廿日同族八右衛門春廣を以て日之を修造らる

たあまニブナヤリといふおの夫人ニヤクシヤクシと云ふ其上達を修
運漕の商船ノ全亦のるに及ぶるも修造二百七十二人を修造
して修造を以て修造に修造らる 台年を以て十月ニブ
ナヤリを修造し首長ニヤクシヤクシを以て修造し修造
ニ以て修造を以て修造に修造らる
同十月廿六日法法番る十一人以上修造を以て修造らる
右方別あり同国十月 林氏信は所を以て修造に修造らる
十三柱廿一史太平信後二程在局生亦史大全を以て修造らる
同十二月七日酒井修造を以て洞製渾天儀を以て修造らる
世年利ノ修造の修造文十二年四月廿六日江戸大火同六月

本館
通記

寺司新撰本館通記序を奉る

鶯峰寺宗因史依日録云午時依 召洋福法光侍書

依 年進 寺司流通記序二通年日久勤勞平伏而退

諸老曰本朝を叙之大部局漸成誠太平之政事也

同十二日林春舟本朝通記二百三書提要三十書成功

執上同十八日通記殘編を三箱進呈統計二百十書同

十九日通記餘集の八人をおもふ

永井家臣後林氏女後因史依字孫梅は昨日永井尚庸

子延壽因實の刀春をよみ主地二百石をよみはるる時服

春常時服羽織春衣は百石時服友入は百石但し

寺司新撰本館通記序

同廿八日通記餘集の因史依を二書宗家とよみはるる

はるる人林梅は日之通記をよみ宗家とよみはるる

の序用るる時彼宗家を石はるる寺司をよみはるる

因史依月録廿三日午のまはるる宗家に久加牧侍 台年回因史

依不及徹之以不為宗家且頃年所支配九十九月侍可如前而

可教有宗家若他後有公用可以其生徒調之峨峰寺宗家

所改因史依之九十九月侍不改之以為聚諸生之科と云

同八月廿三日松村大月洪波忽起船没溺多 寛文十二年七月廿七日

松平陸奥守綱村が公事子依酒井村長が宗家に宗家とよみ

老中列在吟味す

予田甲申己の九に子之海を以て理不ら子伊達と其語を如敷
す無田外記博覧を以て甲申文と稱外記に討ま北に左申の海に
夏倒ま移る所力ある田沙を以て右田伊達と稱す甲申と稱す雌雄交
せん時よ所まの嶋田出まを馳まの伊達と稱す甲申と稱す如
殺す凡月三日伊達兵部少輔宗勝田村伊達宗良二伊達所
子子 石板板倉内膳正少輔伊達宗勝伊達宗直伊達宗重
之物宗用子河勝一仙臺の侍者如も依て所願没収松葉書
同 汚濁嫡子市兵少輔宗勝伊達宗直伊達宗重伊達宗勝
侍の江戸あかへ仙臺を以て乃指兵部少輔伊達宗勝を以て伊達

せりあつはなを女を以て用ひけ 伊達

同四月廿日 大猷度辰廿二回活忌子依日光山におおを了奇海

証法修の法名代井伊掃部直澄登金山同七月廿日瑠璃伊達

城及礼同八月廿九日大和雨 浅草川大和を以て伊達大和 同十月廿日

伊丹山はくし花開路傍の春を以て開あけたまを以ていふ寛文

十二年八月十七日記伊達 和直 創業記考卷十冊を抄す

万天日孫子寛文十二年八月十七日記伊中納言を以て伊達宗直

創業記考卷十冊を以て上とて又記昔旧記を以て八月廿七日創

業記十冊抄法森活を以て上とて 公之極之有尾克吉 同上

江守 汚濁嫡子市兵少輔宗勝伊達宗直伊達宗重伊達宗勝

乃有倭者其加倍... 正号梅溪... 亦を生る... 延宝元年

延宝元年 九月廿一日 五月八日 林正院... 改元

正院 同十二月廿六日 於二丸... 西院

七日... 交易をも... 延宝二年

延宝二年二月廿六日... 同四月十日

洪... 加茂川... 三糸大橋

言七

言七

号三桂... 故明の大將

今を致き明... 崇禎帝の

再... 御せん... 勝利

桂降錦舎... 撤文を和解

廿... 浅き... 延宝二年

同... 廿七日... 辰

同... 廿日... 辰

同... 十二月八日

二程治教録... 三子信心録

弓箭并射法之看二十冊同抽物六巻之清礼法之看廿冊
同抽物三巻之看馬之看十冊同抽物三巻

延宝七年二月加之西商社の看社その布祢社法は造事始同
八月五日 東照宮法録起周備子依て画之賞賜あり

吉良家日記月録子八月廿日 東照宮法録起日支序

門路具依周備画工之賞賜あり

延宝八年二月廿日甲子初夜 法寶同三月筆苑西本之看寺

法堂之同四月廿日始事あり之朱の如く同晦日あり之

法録集の公卿神任神廟一冊一代要記十冊杖条拾遺集

三十三冊を抄せり

坂上地蔵日記を抄す常山文集義公行実子杖条拾遺集

集一部分の事あり



同五月八日葬^{法年} 同十四日法名館同廿日東叡山に法送

其葬延宝六年六月廿日 劫盜 庶有院忍贈正二位相国

△法名取に伏見有る清親王娘^{法津の頭子} 明曆二年

四月下旬下旬同年七月十日於西丸法婚礼一乃法二年九月廿

日法名取と法名取あり

四年八月五日葬^{法年} 同九月日東叡山に法送其子あり

院忍と法名取同五年八月二日法送あり贈

常憲院殿 清世 綱吉公法事 大猷院殿法皇法海

本庄之方大浦道廿五妹

本庄吉子五清宗正 二條關白 平公家司 女吉子 於玉の方杜野屋と稱

貞享元年十月九日從三位入祿十五子三月九日從二位桂昌

四 慶應元年六月廿三日逝母將上寺

正保三年正月八日於 法中丸法誕生

法中丸月中根大隅法官力松平山城守

法中丸と稱 同六月廿日紅雲山及山王法泰宮 法中丸

法中丸内近取直字子多子 正保四年十月廿日 法中丸

法中丸元年九月廿八日二十九日法中丸法中丸 法中丸

法中丸同九月廿八日法中丸法中丸 法中丸廿五年四月

三日法中丸科十五石 法中丸近取直字子多子 法中丸同十二月十二日

法中丸外維子法中丸 法中丸春在 法中丸形法中丸法中丸

法中丸法中丸二二年八月十九日法中丸服法中丸下右近法中丸法中丸

頭法中丸法中丸法中丸綱吉公同十月七日正三位明曆二年正月

十九日法中丸法中丸法中丸法中丸法中丸同九月廿八日法中丸

法中丸法中丸法中丸法中丸法中丸法中丸同四月十一日法中丸法中丸

法中丸法中丸法中丸法中丸法中丸法中丸同六月十日法中丸法中丸

法中丸法中丸法中丸法中丸法中丸法中丸同八月九日法中丸法中丸

法中丸法中丸法中丸法中丸法中丸法中丸同十二月廿八日法中丸法中丸

日光法皇御法為御旨依其御之始て法入部 實天四年
九月十八日法婚礼延宝七年四月十五日終御君生

法母三九叔母田村正元女元文三年六月九日逝法瑞春院殿
葬持上寺九年七月十八日紀伊中泊言綱教令元年中 宝永

元年九月十二日逝法瑞春院殿葬持上寺法母山内隆蓮社
延宝七年五月廿日法松君生

法母三九叔母天和二年七月廿八日逝法瑞春院殿葬持
上寺法別当山内隆蓮社

延宝八年五月廿日 殿有隆藤序不例法大御 法松
城事二九、法松

卅時法供はる吉向の山より左を召連らるる法松はなり
神田法殿法領知事と法松君は法徳なり

同七日法美良君生 法松廿日正三位權中納言同六月廿日
殿有隆藤序法事 持持上寺法母山内永井信法と山内

和自法事宣旨并
七乃石永井信法と山内永井信法と山内永井信法と山内

法は法年の席より和自法事と山内永井信法と山内永井信法と山内

只二平子ある法事者番士を法松君の日逝法事と山内永井信法と山内

刀を奪取するに法事と山内永井信法と山内永井信法と山内
法法一組と山内永井信法と山内永井信法と山内

春常存をより四居五經小学近思録の訓を正す同
六月廿一日松平越後守の居野野原に師あり

家后小栗公比同大に思ふこと正すも切服永見方飛

一廿祐田を馬共事ハ八丈ハ配流越後守ハ長領国に事ハ

同乃より越後国没収松平陸奥守より子息綱國が仕

より中はともははら

桐
始

同七月始て桐なる年をいふ

始ハ年番改組既より一年の女指揮す自寛二年二月廿日

始ハ年番改組既より一年の女指揮す自寛二年二月廿日

同十一月廿七日徳松君

宝徳廟は嫡子女堂に於ける方小石原に傍忠は女より

延宝七年五月廿日神田徳信はあを徳信生

神田徳信はあを西丸に徳信移るる徳信とす

此時神田は徳信の法名入信番方んか下の士迄に残

信信とていふも西丸に物仕はあ丸より改ては信人あり

同一年二月廿八日信はあ丸を徳信院に移

増上寺に信信草子あを西丸に信人よりあを徳信院に

入すれを神田方とす

同十二月廿三日信信内を本仕お上天正二年二月廿八日二丸

信信場におを法信番方の 上信十九日信信金をぬる

同廿一日法皇の事も一處せらるゝゆゑ法皇の道以下を以て此小
子信とせらる字保元年法皇再興世春之京治胤儲係承る

同四月十日琉球使登 城法體同七月廿七日法法令十五

條を頒布せらる二十廿一条子入武九考を勵一之止礼を

載らる増同八月廿一日法皇を長三番以下布衣以上は淨法科

之を法加格増以下同廿二日同布衣以下法皇の同

卅時法皇の治を附子二千儀大番以下法皇を法皇七番

儀同組の法皇の性組番以下百法同組の七百法法皇

を以同の百人組以下七百法法皇の同の法皇の同

法特法同の同の法皇の同の法皇の同の法皇の同

法法皇の同の法皇の同の法皇の同の法皇の同

法法皇の同の法皇の同の法皇の同の法皇の同

法法皇の同の法皇の同の法皇の同の法皇の同

法法皇の同の法皇の同の法皇の同の法皇の同

法法皇の同の法皇の同の法皇の同の法皇の同

法法皇の同の法皇の同の法皇の同の法皇の同

法法皇の同の法皇の同の法皇の同の法皇の同

法法皇の同の法皇の同の法皇の同の法皇の同

法法皇の同の法皇の同の法皇の同の法皇の同

法法皇の同の法皇の同の法皇の同の法皇の同

九月五日外海田庄の場よりあつて新解人の馬淵を
廿一日移生但るも示在汝洲の秘屋を也抄す

吉良日記月陽子但馬を汝洲の法言を執上旨序後
あ并時服等抄す

同十月十二日三河記を校正一宮本を抄す

同十月十二日三河記を抄す
同十月十二日三河記を抄す
同十月十二日三河記を抄す
同十月十二日三河記を抄す
同十月十二日三河記を抄す
同十月十二日三河記を抄す
同十月十二日三河記を抄す
同十月十二日三河記を抄す
同十月十二日三河記を抄す
同十月十二日三河記を抄す

同廿七日河記を抄す

今案より上三河記を抄す
同十二月廿八日江ノ大天正二年正月朔日
四月五日日支山土地を辰同
越後國頸城郡桑原を抄す
耳述一尺守は辰升一尺守を色
朝翔せし人も多かる抄す
同七月二日上信介史輝を信判
源訪を述す

同九月九日二神居り九日信子也始別清能子解治又解

法医学外科を評すは其の圃の中は福を蒙るるを其れを以て協田
の祖を討果は石見を以て即時に仙逝す其の事平山に記す其の事
海濱よりなる存命後斗は依る今日法乳を以て其の事退
世の事ありは其れは其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て

同十一月九日午の初夜に覺は寝ぬ同廿一日履知し度事
以下同廿八日自筆新馬を以て定

日之えと校明層を以て作りし事あり
同十二月三日松平車人正忠を東武に法録四十卷を撰す

其の事は是より支那田附其の正英を以て 山口法録は其の世の
其の事跡を以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て

大森

十一月九日一冊之稿を以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て

其の事極遠牌其の事の内を以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て
十二月より浄書の功を遂げし事あり正英を以て其れを以て其れを以て

○忠冬に近室八年所を以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て
其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て

忠冬に近室八年所を以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て
其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て

其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て
其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て

其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て
其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て其れを以て

法皇

同月十日法皇御遷幸

（宝永六年二月）

同日廿五日法皇御遷幸

法皇

士の重原より二百八人兩番大番小十人組より番入仕 御舟自願

四年二月十一日法皇御遷幸 御舟自願

法皇

廿一日 三太入院徳信

（正徳三年八月廿一日）

同日廿三日法皇御下番

法皇

法皇御遷幸 御舟自願

法皇御遷幸 御舟自願

同日四月廿八日

东山院即位

（法皇御遷幸）

同日十二月廿日

法皇

二十日法皇御遷幸 御舟自願

二十日法皇御遷幸 御舟自願

同日廿五日法皇御遷幸

同日廿五日

同日廿五日法皇御遷幸

同日廿五日法皇御遷幸

同日廿五日法皇御遷幸

同日廿五日法皇御遷幸

同日廿五日法皇御遷幸

同日廿五日法皇御遷幸

同日廿五日法皇御遷幸

同日廿五日法皇御遷幸

入侍桂昌院殿法同伴同二月廿一日在叡山孔子堂 法華經
同十二月廿日詔字方少村中書少輔 石山

新親二百法悻湖春世人持持之卜之各法匠修之也 伴舟

同七月七日之市法法加修之也 同十二月廿日叙法 陽京 日記

入祿三年 今年より 毎月年中より 林信馬 四百も在侍す 此の
面々馳せし 伴舟

今より 今より 法進を 法進 山法法自大学の 有文章を 在侍す 也

文武の なる 車の 協の 如く 一を 欠る こと ありし 各法 同よ 志す

同十二月廿日 叙法 ありし 文章 信馬 法進 在侍す 也 且より 後月 毎

延命を 講す こと ありし 信馬 也 伴舟 同中 ありし 毎月 法進の

始より 宝永元年二月十日 迄は 法進 在侍す 也 同より

同より 法進 在侍す 也 同中 法進の 始より 宝永二年 迄は 同より

同四月廿五日 林法進 在侍す 也 其又 在侍す 者 述 鵝 峰 詩 文集 百五

冊も 執事 同七月九日 取 法進 在侍す 也 松平 右 衛 門 輝

貞は 法進 在侍す 也 又 法進 在侍す 也 正法 法進 在侍す 也

伴舟 法進 同八月十日 迄は 及 近 々 暴 雨 法進 在侍す 也 同廿二日

執政 法進 在侍す 也 大 法進 在侍す 也 法進 在侍す 也 法進 在侍す 也

同九月廿二日 法進 在侍す 也 法進 在侍す 也 法進 在侍す 也

及 法進 在侍す 也 法進 在侍す 也 法進 在侍す 也 法進 在侍す 也

法進 在侍す 也 法進 在侍す 也 法進 在侍す 也 法進 在侍す 也

度皇太子林を考ふ余りて多事支院はるるもあつて論後諸君
開々毛執政執る予以下意と聴きせしめらるるは月定例と

湯系氏日記 是月定例は海天の始なりは旧法に山頂を
考中列在野野はるるを 博の國に心まの心同なる

弘文院に請ふは 仁徳之孝職を二流と 上と下と流儀は
侍進未上列は是より後 上流を博の國一同の流儀は

上と下と列 入序干時より後流儀は弘文院の流儀
見考中より林の論後弘文院流儀と

同十二月十六日 聖堂下は後板向後昌平坂と唱ふは
同十二月 聖堂は近衛平上林林は但馬も春向朝と

同廿三日 聖堂流儀は是より後弘文院流儀は
湯系氏日記に時服十指流儀は流儀は流儀は近衛

十枚平右系直と
元禄四年 正月 神田官子大聖殿に成 三十七月九日 同月

十二月弘文院を考ふ余りて多事支院はるるもあつて論後諸君
改名せしめらるる

林家
東髪

近衛神子と近衛神子と云ふは弘文院 晉一室可なり時五山
流儀を請て流儀を請せしめらるるは流儀は流儀は流儀は
少なる利髪と云ふは流儀は流儀は流儀は流儀は流儀は
制斯より是よりお尋ね林門の流儀は初用春堅信流儀は神

法頂戴のてて神あつ袖之神涌是又 法及戴法出是松平
 右ふちまははるる法土意引入古字既生是法清之乎て法性法是
 之出之加會名に退堂前よりあ之堂法名山城寺。堂内へ何は法
 但馬寺に堂前よりあ之寺よりて右の法門より法成法門より法
 入法成のててて聖堂法及性より法就其法也 上法
 加會名山城寺法源寺法例と流法向し後法より法すよりて
 法成のてあ 入世言大寺法也 正法源法也及戴法より且又
 聖堂科より法法源寺より 法成寺中法接法上より法はり
 法馬代法源寺有林古字既生是法礼の向法也法成寺
 進法引のて法源法はり上申中刻 法源寺法成寺より

中 浪百板二種一有林古字既生是法續二十卷 同七母同寺其より人
 同寺同十卷より同人娘侍右原戴之よりとも 同寺より
 同十日法源寺字而甘布首章も法源寺に法成寺より下法及人
 法源寺同三月十三日法陽寺名法源寺におも 法白河法皇五百
 年と法源寺を修行 同廿二日法源寺羽書保明寺におも 法源寺
 法源寺におも 同四月廿八日法源寺悲用此法源寺制天台宗法源寺
 碑文に法源寺石中感道寺市に右自法源寺也

奥詰
之始

同五月廿八日法源寺におも
 松平伊豆も法源寺におも 田村右衛門も法源寺におも 法源寺
 或は二年三月朔日法源寺におも

常

同六月廿七日肥後國河津山石段より一雨の如し

同八月四日河津山の池ありて水ありて血の如く臭き也

元禄五年二月十三日聖堂法華寺に於て講せり

入寺法論語を以て講せり同廿日法華寺に於て

法論語を以て講せり同廿日法華寺に於て

廿八日中興寺法門路之師方僧正光常新門路之師方僧正光隆

より大學三綱領の條を親講す

同五月八日中興寺に於て

あり同廿日法華寺に於て

中納言綱領の條を親講す

綱領を以て中興寺に於て講せり

且三親法滿の條を講せり

如し此の條大學法華寺に於て

中納言の條を講せり

法華寺に於て

加賀守中庸の條を講せり

同十六日法華寺に於て

法華寺の大名に於て

同七月廿一日法華寺に於て

廿八日予より始り少田斗より凡百石千石年々まゝ

同九月廿二日紀伊支倉谷甲府綱堂々希松平綱紀より

論語八伯廿命を講ぬる儀を々里仁廿命を講ぬる綱堂

文廟潜邸の同五月廿七日出羽国社田大地を辰子綱堂

人馬々死同七月三月松平綱紀保科能保も正定存る

易の序は伊延綱紀正定存を清て論語を傳へ

今とは世移り世時 是れ其の時の序なるも

同九月八日同馬の序なるも

命あり同九月廿二日昌重及大成存は清ぬ堂掛昌

清なる

風同令を傳へ 大君入日平及実尊母桂昌院敬恭

詣聖堂 大君傳之る母執和奇及奇甫一校於聖

前洋礼志觀祭器 大君有 序講

金銀
吹切

一え祿八年国用の大判小判を判令 丁所吹切あり 且之を
え字を和といふ

或云是れ廿二日也 所造の令和あり 且之時令は

和 和は和陽を和右おますといふ 梅は廿二日也

とも万治三斗四月十五日法令の所の政をてははる也

人もの夫は廿二日也 所造の和をてははる也

同二月廿二日紀伊支倉谷甲府綱堂々希保科正定存

月勿を誨せりれ三々子五行大全をのり同三月初旬國を
万石以上法大名并は嫡子とある妻女以下法信人法重政も正而
十石人のめり月勿の法信傳延

前この法信傳延は法信のりより世時のく表へ法信

法日記より三月初日連くまは経通易の法信傳延は法信因

午り刻法信白書院 法信帝陛下は法信障子右より

法信傳延は法信を法信を主とて田舎をのりて國持大名同

子法信法信重政後ある布衣以上法信人并は法信傳

姓祖法信傳延一通何より五人年法信傳延より法信傳

十甫少口桐ら法信傳延は法信傳延下法信傳延藤藤上より中より矣

法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は

法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は

法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は

法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は

一人右の通の物仕

同十二日の斗の物仕は法信傳延は法信傳延は法信傳延は

月のを法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は

法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は

法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は

法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は法信傳延は

ては中流を平しとて

二月

同六月曆板の事市井をさる 同月三津利令通用は
保身入保十二年二月二日度冬令百五十年のほろよきと命
大樹とくはえ代まも 同四月九日平及大聖殿の側より小
岩まきと神農のまほをまきと 同六月十日小正姫を
あそび持吉字とくは入傳

將軍の法は言女と安は言新は姫を司右左長之殿公
姫君延享十二年六月七日逝溢隨性陰に東上殿山よき年
活別の中觀成院

同月服忌々々二三条頒布せし 同七月二日布衣以上同四日

布衣以下五百石以上は法衣の事とてはてま地をさる

十二年七月廿六日布衣以上の五百石以上八月十日布衣以上の百石

以上法衣の事とてはてま地をさる

同廿一日所は言羽の保明左少將の行は法衣の事

日よし保明老中の上はほろよきをさるるをよき控方の
法衣の事とてはてま地をさる

同月麻布新法法衣の始 同十二年七月廿九日 同九月七日上殿山根本

中堂なる文珠梅新宮の 同廿二日上野 殿有度殿居處
火火上 廿日中堂梅の 赤燈下の 四時新法衣の事
さち子位掃給をさるる日とて 赤燈火衣の事

同十八日たるも揚月廿三十人 同十月五日本所たる揚月廿五人

火事揚
月廿

漢を以てを以て一密に其事を記す

又二子新加茂城別多由社中より久く二磨給ふを起す宝永に

改元元年二月十日甲府御典を以て麻布白布を以てるを以てる

也同三月朔日より白布別所別所より四里せし何の新川を以て

播磨別所城を以て多政武寺に以て

同七月八日 嚴有院存廿五回法を以て嚴山を以て清再

二月御清福法法を以て同廿七日聖堂佛始

四月江戸及近國諸の利根の川中川信濃川廿四川大の下條を

首飾致儀殿通崩大地津に以て

死亡同廿六日林七と昂同百郎法を以て

上り同十月十日昌平及大成殿再建上條

代り同廿七日大成殿を以て宣王非深法を以て

部大陣基を以て平法を以て太刀馬代を以て

五日甲府御典を以て法を以て西丸を以て

法附を以て先之田を以て寺を以て井上を以て

法附の法を以て法を以て法を以て

同九月獨典を以て法を以て入法を以て法を以て

家宣公を以て改め同十三日西丸桐を以て

桐を以て番を以て九人法を以て番を以て

支解す同廿九年十月廿九日法を以て

西丸桐
石室
法火の
石室

二年四月廿日とすべし

宝永二年一月九日二十初辰法皇同二月廿日法皇任在左大臣
同日四月廿日林大守既信篤西丸にて法皇を御す毎月一冊
冊洛中洛外の三聖皇女御勢ありて奉祀まことの御 且も
拔きしと同日廿日將軍家法皇桂昌院御遊去州月
法皇皇女小村重次等同七月奉命を別大ら同日廿日
清揚院御を侍通夜より世増上り法皇御中納言も法皇
同日十二日七日院取 法皇宣旨 石中若性より奉獻山より奉
せし同日十二月朔日法皇御移御おる御後法皇御位に叙し中納言
任し法皇御位をより士古宗卿と遊せし宝永二年三月持明院

基神の聖堂の額を肩しめり

聖堂香格門入法門額重肩より宝永二年丙戌聖堂
正三位藤原基輔と記せり 風同二年後宝永七年の事
今斗法体息問請迄依 今斗聖門之作り入法香格
三額字凡草所揮ふに批於之體之上也可使持明院
基神后故持明院と向ふ序末于昌平坂見之と云る
此片扁肖より二斗とありて二年後迄記の修りあり

同六月元字詔吹替ありしを 宝字銀と云 同七月江戸
根津控現法再興あり同日九月廿日江戸寺地衣衣宝永四年
二月廿五日復持院の御位 以月成は法皇号し院后科二百法

宝字

帝

百廿九

賜同廿九日洛小等持院よあて將軍を氏三百五十年
己清事終同十月四日未刻大雷雨大地方地裂海を流
破人多死同十月四日未刻大雷雨同廿二日宿山山越馬素
走口より山越出

一七〇番大石田の如く近国古地底灰砂降暗冥天雷の如く

江ノ白雲子流打もろく法人おまじも羽子ももて天晴晴日也

法人始てあはれ同廿五日より又天雷砂降地を危て宿屋を

同廿八日より天晴てあはれ一徳可山を宝永山といふ

廿年迄国所丸通角停止ははる宝永五年壬正月三日
武相駈の二列内砂降郡村取勢難治私村取勢也

係三月八日 替院院中火の上 日三より二日ものりあ
信止まを信りてく

同三月より四月より洛中の地より毛生共銀同月方清通角

中 又を宝永通室といふ
一係十法は橋をてを同廿月廿二日山が内へ共の同七月

二日巳刻より一内刻よりなる及歳内大風神社仙園を被刺

捕り狸 池洞法寺を始也同廿九日松平甲斐の領知にて甲

別をを改符も同十月廿六日法寺院を香院西九所を

正月十日 兼正 信平同廿二日法寺院同廿八日東上殿山

法寺院同二月十日 勅益常憲殿贈正一位大相國

△法寺院所いなる同関白之房浦公息女 信子 寶永五年十月

はるはる
法寺院
手書

綱主々明曆三年正月十九日牛持屋原に於て陣取りて經伊後
 法親王同七年七月廿五日梅田法親王に於て陣取りて經三年十二月
 十三日法親王同七年十二月廿五日法親王に於て陣取りて經三年十二月
 八月朔日或九日十方石原加藤甲府城法親王同七年十二月廿八日
 参後同越日法親王法親王同七年九月十四日逝法親王
 同十七日法親王同法親王法親王同七年九月十四日逝法親王
 宝永二年十月廿五日法親王同七年九月十四日逝法親王
 八月廿三日昭征夫方將軍正一位大政大臣△倉庫△二條
 關白△平宮姫君寶文元年六月廿日法親王同七年九月
 三日法親王同七年九月廿五日梅田法親王同七年九月廿五日梅田法親王同

九年五月十四日逝去法親王法親王同七年九月十四日逝法親王
 祐子 後慶中△山科左中將持言の姉延宝元年八月
 廿日逝去△玉置姫君祐子或云法親王の御孫後景息女
 本理院原に於て逝去△延宝元年七月廿一日梅田
 法親王入陣延宝元年八月二日逝去是日丙刻方逝去
 法親王送紅玉陰處に於て逝去
 法親王の母堂△甲府△中法親王の時通女
 於保良の方寶文四年二月廿八日逝去長日院原正法
 二三年十月十二日贈後一位

寶文二年卯四月十五日石中子駒木の法親王に於て逝去

上虎松右衛門文二年清揚院の御孫と云ふ事新見傳
る正信の御孫と云ふ事左近と云ふ事

清揚院の御孫と云ふ事二條用白丸平家の息女と云ふ事
時より局松崎の計り虎松右衛門新見の御孫
田中氏の御孫と云ふ事

寛文十年三月十日清揚院の御孫と云ふ事
三月十日清揚院の御孫と云ふ事

城松右衛門四月十日清揚院の御孫と云ふ事
三月十日清揚院の御孫と云ふ事

六月十日清揚院の御孫と云ふ事
六月十日清揚院の御孫と云ふ事

九月十日清揚院の御孫と云ふ事
九月十日清揚院の御孫と云ふ事

十二月十日清揚院の御孫と云ふ事
十二月十日清揚院の御孫と云ふ事

延宝九年八月廿六日清揚院の御孫と云ふ事
延宝九年八月廿六日清揚院の御孫と云ふ事

延宝九年九月十八日清揚院の御孫と云ふ事
延宝九年九月十八日清揚院の御孫と云ふ事

延宝九年十二月廿五日清揚院の御孫と云ふ事
延宝九年十二月廿五日清揚院の御孫と云ふ事

文

法務法 甲府を治むるに不詳なるに付て
同七年十月廿日如ては行儀あり 法世より 甲府を治むるに
家宣云 同廿日如ては行儀あり 法世より 甲府を治むるに
法南を治むるに

明暦方お存世に法務法を清揚するに法を治むるに
法地ありては後綱を公下を治むるに 同二年の証を法務法
法成る事あり

同二年二月廿日法二位權大納言同七月廿日家宣代君生
法母左近あり 太田宗庵女号法公院殿九月廿八日逝法智幻
法殿法華寺付通院 日五

宝永七年十二月廿二日大丸郎君生
法母於源光の子格内内方信姫君明和九年十二月九日逝法蓮
浄院殿法華寺東叡山 一七七年八月廿日逝法理岸院華寺付通院

宝永六年正月十日 法常慶院様 法西丸法方法事と
ありあり

同七年十月二日逝西丸法車城法方名法字人皆西丸出仕あり
法中丸法修復よりあり

法平より法字吉保法法先同廿一日身法法法法月大法通
用を止る 同二月九日浄光院殿法西丸同廿五日 法常慶院様
法法事申上野吉祥院前用年女織田監物を切敷
法七ツ時法事申上野吉祥院前用年女織田監物を切敷

皮がしをうりて二膳ふく海あり塩あり昂死未女が居る
海あり石は先年大入保加有るを去るは自直石のなる
未女を治す兩人を年送物とて扱ふものもこれある
正月はとる中より未女を治す月付伊勢守を治す同
十八日石の居る定まら未女事切後は月付と大月付松田
付申る中治す月付伊勢守を即取治すは治す

土圭間
希々

同廿一日治す丸を其物に治す番方と海番式を各小治す入
治廊下番を止是日土圭と番二十五人
享保五年五月十七日是を治す梅と土圭の番番永
の治す正徳二年十二月朔日新番より治す治す治す

同日廿七日自今以後石の上七位叙爵は月付と治す治す
日列年あり
つまふり
廿月泊治す酒運上治す先同月二日

治代治す治す同十六日治す治す自今林大学以治す治す
治す治す同十九日治す治す自今新井と治す治す通治す
治す治す治す

紅葉山治す文庫
四層五層集注左は句解通治す同治す治す
と心新井治す治す治す治す治す治す治す治す治す
大治す治す治す同治す治す治す治す治す治す治す
治す治す治す治す治す治す治す治す治す治す

文

以下聖人の名にありて、いふ事をも、明らむせし目よ、後いふ
 学ありぬま、計りし、その事をも、聖人の大經大法
 二、評方るをも、とらり、あふれ人より、経の、居を、を、学を、せぬ
 つまらぬ、名も、す、わ、生、詩、禮、を、始、め、ら、し、し、詩、禮、の、の
 二人、日、清、の、事、をも、い、以下、詩、を、通、海、し、し、其、事、も、以下
 禮、は、吉、田、し、し、海、せ、し、め、ら、る、二、月、十、二、日、始、て、詩、經、の、海、を
 開、く、廿、年、十、月、廿、日、よ、り、其、事、海、に、付、し、し、凡、百、五、十、日、の、
 功、終、る、ぬ、其、後、重、を、い、て、進、海、す、し、其、事、も、い、け、り、又、け、り、
 日、す、し、し、海、を、通、海、し、し、其、事、も、い、け、り、又、け、り、
 以下歷代治乱與亡の事をも、い、し、し、其、事、も、い、け、り、又、け、り、

以下同八年正月廿二日、居、其、の、海、を、開、く、同、廿、八、日、海、
 同、同、月、の、海、を、開、く、廿、一、日、其、事、海、を、開、く、凡、七、十、日、十、二、月、
 廿、二、日、よ、り、功、終、せ、ぬ、凡、一、周、月、の、海、を、開、く、同、
 九年正月廿六日、春、秋、の、海、を、開、く、左、氏、公、羊、穀、梁、明、成、
 年、の、傳、信、を、合、せ、し、海、を、開、く、通、海、を、開、く、其、事、も、い、け、り、
 春、秋、の、海、を、開、く、凡、六、年、を、経、て、十、四、年、十、二、月、十、九、日、よ、り、海、を、開、く、
 凡、百、五、十、日、よ、り、功、終、ま、り、し、其、事、も、い、け、り、又、け、り、
 以下同、其、事、も、い、け、り、又、け、り、

同廿七日於 河津乃林七之郎林百助を以て海船は河津
末月より七日大早の七之郎百助は河津より海船に乗る
は 河津

間部日記は廿七日於 河津乃林七之郎林百助は海船は
河津より河津乃林七之郎 河津乃林七之郎は河津より
時服ニシテ林七之郎林百助を以て於 河津乃林七之郎
河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎
廿七日林百助は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎
日限おはし河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎
河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎

河津乃林七之郎は河津乃林七之郎

同廿日 河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎
河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎
河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎
河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎
河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎

河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎
河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎
河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎
河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎
河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎は河津乃林七之郎

同九月廿三日吹雪ありては河津乃林七之郎は河津乃林七之郎

他...
同五月法園の巡見使を...
同六月...
同七月...
同八月...
同九月...
同十月...
同十一月...
同十二月...

同五月法園の巡見使を...

同六月...

同七月...

同八月...

同九月...

同十月...

同十一月...

同十二月...

執上せらる

同... 綱條々の序子... 大正原公親奏

進 太上皇以撰次... 旨殿出... 若于... 俾増得

之寄蔵之久... 勅政余暇... 留心典章... 命訪求之... 謹以... 呈上... 八月廿一日... 後... 叙礼記... 願典... 二櫃

安... 内... 色... 以... 執... 之... あり

同八月四日

大聖殿 法... 同八月四日 法代督始々大聖殿 法...

法... 同八月四日... 法代督始々大聖殿 法...

一... 法... 同八月四日... 法代督始々大聖殿 法...

一... 法... 同八月四日... 法代督始々大聖殿 法...

一... 法... 同八月四日... 法代督始々大聖殿 法...

お稲荷も但馬もかかちも並に金盛久世大和も加る哉中も御宗
活例の森川に羽も同上の野鹿も大紋青山は例も御宗下
お稲荷但馬も活例も動み身大紋も一活成可活生之
越も並に西上 一活生も活例も活生也

之に御上下

五ツ半時 出活 御宗も御宗下 大紋も活生也

活例も御宗下 御宗も御宗下 一御高門より 入活入活門

下活吉檀門の如く林也家頭同七三郎同百助活生

活生も大紋活生建生也御宗も同 活小納戸 活生也御宗

間の堂内へはね 入生も活生也御宗も同 活生也御宗

活生も御宗下 御宗も御宗下 御宗も御宗下 御宗も御宗下

白巾 同二年 活生也御宗下 御宗も御宗下 御宗も御宗下

堂外へはね 活生也御宗下 御宗も御宗下 御宗も御宗下

大紋御宗 御宗も御宗下 御宗も御宗下 御宗も御宗下

前も御宗 御宗も御宗下 御宗も御宗下 御宗も御宗下

活生也御宗 御宗も御宗下 御宗も御宗下 御宗も御宗下

前の如く 御宗も御宗下 御宗も御宗下 御宗も御宗下

活生也御宗 御宗も御宗下 御宗も御宗下 御宗も御宗下

活生也御宗 御宗も御宗下 御宗も御宗下 御宗も御宗下

即位在東山院 同日三日 秋入但馬守 春向之 伊井大子 壬子

掃部頭 直恒 壬子 舟院 右之 羽羽 直與 未嘗 每掃部頭

改 未子 羽 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

伊井 壬子 羽 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

宝永 壬子 中 法 国 左 法 孔 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

十八日 法 壬子 壬子 壬子 三人 法 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

加 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

法 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

同日 法 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

林 七 壬子 即 中 庸 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

林 百 助 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

七月 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

二百 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

儒者 新 井 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

息 同 林 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

同 廿 七 日 同 林 百 助 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

大 同 八 月 廿 七 日 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

同 十 月 九 日 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

同 十 月 朝 鮮 三 使 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子

城 同 十 月 朔 日 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子 壬子



